

改正

平成28年3月30日訓令第18号

中札内村シンボルマークの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村民、法人その他団体等（以下「村民等」という。）が、中札内村のシンボルマークを使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「シンボルマーク」とは、別表に定めるキャラクターとする。

(村民等の使用の承認)

第3条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、シンボルマークの使用を承認することができる。

- (1) 村が共催、後援、協賛又は推薦する行事等に使用する場合
- (2) 村の施策の推進上有益であると認める場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、村長が特に必要と認める場合

(使用料)

第4条 シンボルマークの使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第5条 シンボルマークの使用承認期間は、承認の日の翌日から起算して1年以内とする。ただし、使用承認期間の満了の日までに特段の意思表示がないときは、使用承認を同日の翌日から起算して1年間延長し、以後同様とする。

(使用承認の申請)

第6条 シンボルマークを使用、変更又は中止しようとするもの（以下「申請者」という。）は、中札内村シンボルマーク（使用・変更・中止）承認申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。使用又は変更承認申請にあつては、図案を添付すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、前項に定める申請書の提出を省略することができる。

- (1) 中札内村が使用するとき。
- (2) 官公署又は公共的団体が公共目的で使用するとき。

- (3) 中札内村観光協会が使用するとき。
- (4) 報道機関等が報道又は広報目的で使用するとき。

(使用の承認)

第7条 村長は、前条第1項に定める申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適当と認める場合は次の各号に掲げる条件を付して、中札内村シンボルマーク（使用・変更・中止）承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- (1) シンボルマークの使用承認を受けたもの（以下「使用者」という。）がその使用に際して商標登録を行うことはできない。
- (2) シンボルマークを、承認した目的以外には使用することはできない。
- (3) シンボルマークを、中札内村に無断で第三者等に使用させ、又は譲渡することはできない。
- (4) シンボルマークを、著しく加工し、又は変形させることはできない。

2 村長は、前項の規定により、シンボルマークの使用、変更又は中止を承認したときは、中札内村シンボルマーク使用承認者名簿（様式第3号）に記載するものとする。

(使用の不承認)

第8条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、シンボルマークの使用を承認しない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 村及びシンボルマークのイメージを損なうような使用と認められるとき。
- (3) 特定の政治、思想及び宗教の活動に利用しようとするとき。
- (4) 自己の信用を高めるために利用されるおそれがあると認められるとき。
- (5) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として利用されるおそれがあると認められるとき。
- (6) その他村長が使用を不適當と認めたとき。

2 村長は、前項の規定によりシンボルマークの使用を承認しないときは、中札内村シンボルマーク使用不承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(使用承認の取消等)

第9条 村長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に行った使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用承認の際に付した条件に違反したとき。
- (2) 使用の申請に虚偽又は不正があったとき。

2 前項の規定により使用承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じて、村は、その責めを負わない。

3 村長は承認を得ずにシンボルマークを使用又は使用しようとする者に対し、その承認に係る物件の使用を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

4 シンボルマークの使用の取消し、停止等に要する使用物件の回収費等は、使用者が負担するものとする。

(使用結果報告)

第10条 使用者は、村長が使用状況又は使用結果報告を求めた場合は、速やかに村長に対して報告しなければならない。前条第1項の規定により、使用承認を取り消された場合もまた同様とする。

(補則)

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この訓令の施行の際現に村の承認を得てシンボルマークを使用している者は、この訓令の規定による承認を得たものとみなす。

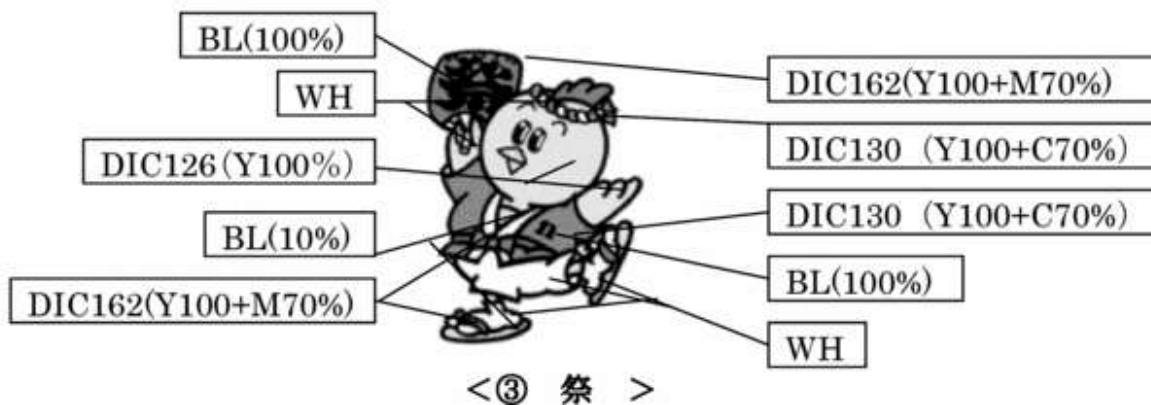
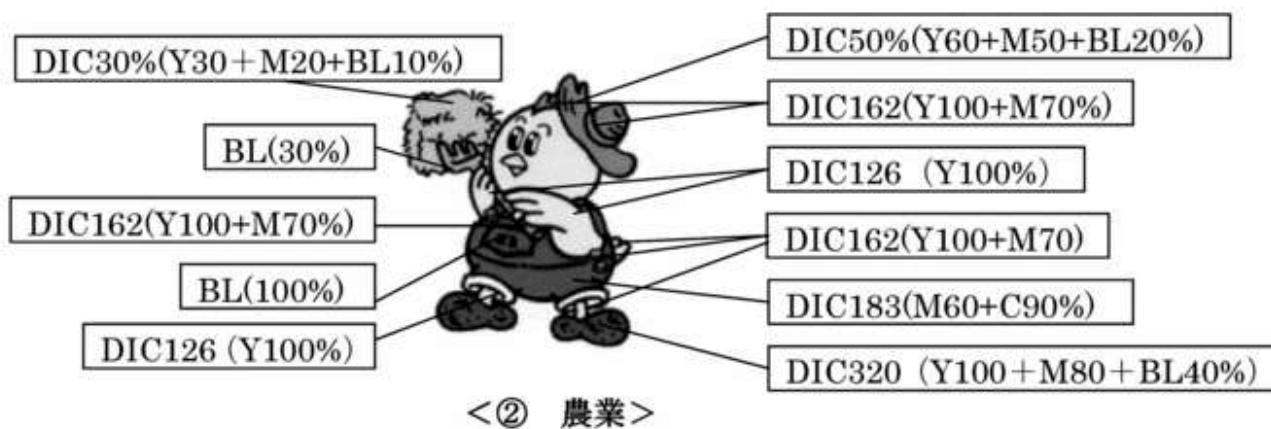
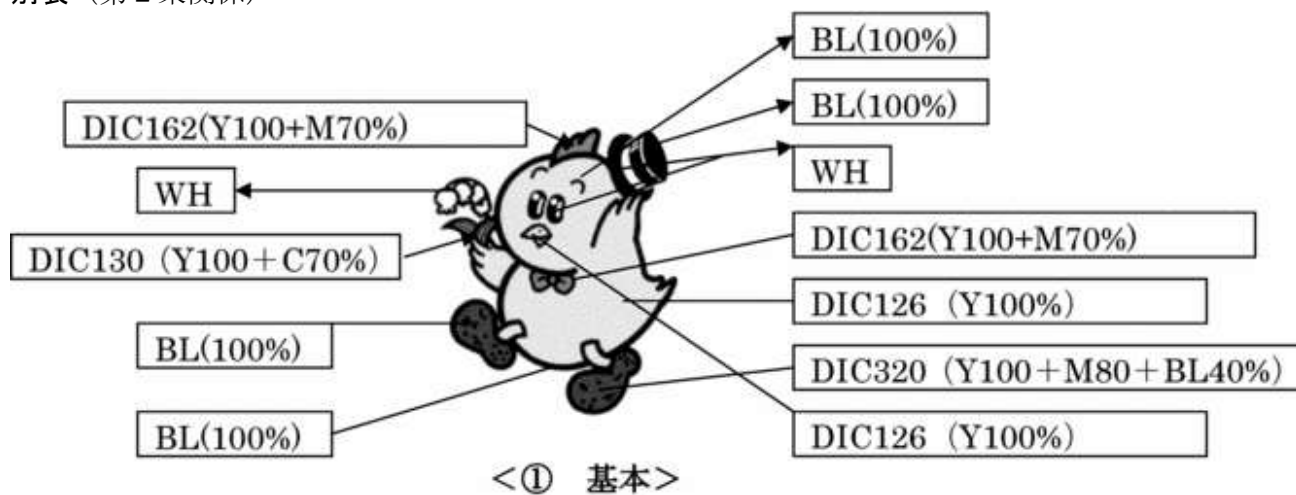
附 則 (平成28年3月30日訓令第18号)

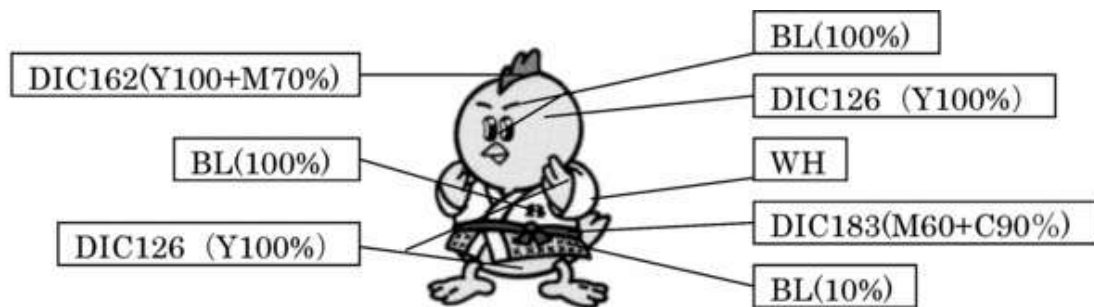
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月9日訓令第8号)

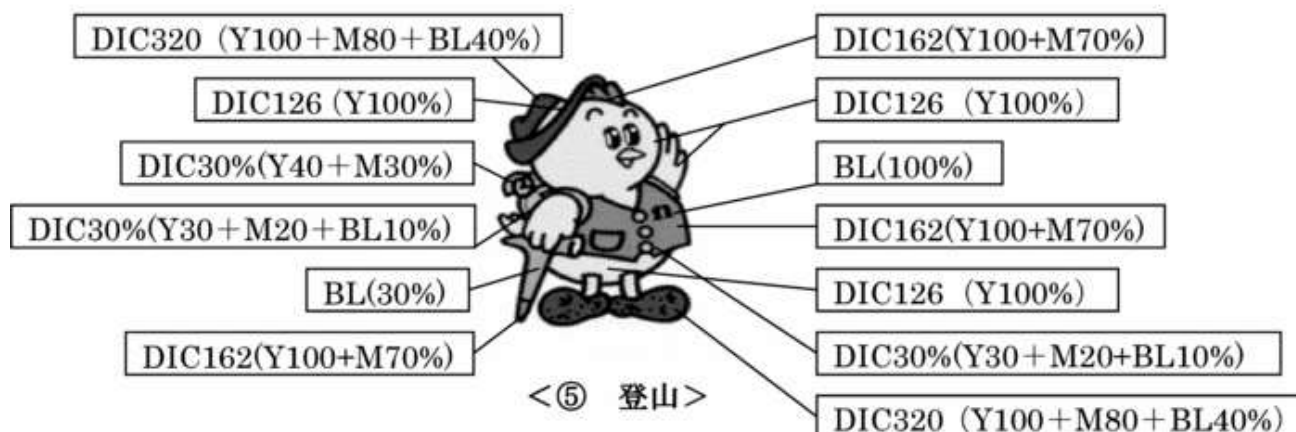
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）





<④ 柔道>



<⑤ 登山>